

# 組合員資格得喪通知書

下記により組合員資格が得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。  
尚、この通知により変更された土地については、賦課金、負担金は新資格者が納入者となること  
(土地改良法第42条第1項権利義務の継承)を、現資格者、新資格者ともに確認了承のうえ通知  
します。

令和 年 月 日 ←記入日・提出日等

住所 長岡市下々条町1903番地1  
**現資格者**  
被相続人様→ 氏名 福島江 太郎(亡)

〒 940 - 0011

住所 長岡市下々条町1903番地1  
**新資格者**  
相続人様→ (賦課金、負担金の納入者) 氏名 福島江 一郎

M T  H 27年 2月 25日生  
(電話番号 0258 - 22 - 6111 )

福島江土地改良区理事長 様

1 資格得喪の対象たる土地 (行数が不足する際は、複数枚を使い作成して下さい)

町名	字名	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	摘要
			台帳	現況		
下々条町	八百刈	999-9	田	田	999	
福島江土地改良区理事長 様 1 資格得喪の対象たる土地 名義変更の際に土地の移動等なければ町名の欄に1か所、“ <b>全筆</b> ”や“ <b>全耕地</b> ”とお書き頂くだけで結構です。						

2 資格得喪の原因(該当箇所には○印、又は記入)

1. 売買による
2. 経営移譲による
3. 相続による
4. 交換による
5. 利用権・賃貸借・使用貸借の解約
6. その他( )

3 資格得喪の時期 年 月 日 ←亡くなられた日等

◎相続による名義変更の場合、被相続人(現資格者)様の押印は不要です。